

いきいき茨城ゆめ国体笠間市弁当調製施設選考基準

いきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）において、いきいき茨城ゆめ国体笠間市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が提供する弁当の調製施設の選考基準は、次のとおりとする。

- 1 大会に対しての理解と協力
大会に理解があり、実行委員会が行う弁当調達業務に対して協力的であること。
- 2 対象施設
 - (1) 食品衛生法等の関係法令の規定により営業許可を受けていること。
 - (2) 弁当調達業務の運営に万全を期するため、実行委員会と指定弁当調製施設において円滑な業務の連携ができること。
 - (3) 笠間市内に製造所を有する弁当調製施設であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。
- 3 施設の衛生管理体制
 - (1) 選考時点において、過去 3 年間食中毒の事故歴がないこと。
 - (2) 食品衛生法等に基づき、施設の整備及び管理運営が適正になされていること。
 - (3) 食品衛生法に基づく食品衛生監視票の評価が、直近で 80 点以上であること。
 - (4) 調理従事者全員に対し、保菌検査を実施すること。なお、実行委員会が必要と認めた場合は、検査項目にノロウイルス（抗原検査）も含めることとし、大会開催前 1 箇月以内に検査結果の写しを実行委員会に提出すること。
 - (5) 検査食として、原材料及び調理済み食品ごとに 50 g 程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス 20℃以下で 2 週間以上保存できること。
 - (6) 自主的な衛生管理（いばらき HACCP 又は大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく対応等）を適正になされている施設であること。
 - (7) 食品の自主検査の実施が可能であること。（検査項目：一般細菌数、大腸菌、黄色ブドウ球菌）
 - (8) 食品賠償保険等に加入していること。
 - (9) 冷蔵車又は保冷車等（10℃以下で保管が可能なもの）による衛生的な配送ができ、納入場所で弁当引換時間中の待機が可能であること。（借車でも可）
- 4 施設の調製能力
 - (1) 曜日にかかわらず 1 回 50 食以上の提供が可能であること。
 - (2) 当日の午前 5 時 30 分までの受注で、当日に製造を開始し、午前 11 時の納入が可能であること。
 - (3) 「笠間らしさ」を表現できる献立が可能であること。
 - (4) 栄養バランス・カロリー等に配慮したメニューでの提供が可能であること。

- (5) 単一の施設で、第三者に委託することなく弁当の調製が可能であること。
- (6) 単価に応じた調製が可能であること。

5 施設の対応能力

- (1) 実行委員会が指定するデザイン・包装紙等での提供が可能であること。
- (2) 消費期限やアレルギー物質等法律に基づいた適正な項目をラベルシール等で表示できること。
- (3) 弁当付属品として、お茶、割り箸、爪楊枝、お手拭き及び持ち運び用ビニール袋の提供が可能であること。
- (4) 事前に献立、サンプル（試食弁当）及び写真の提供が可能であること。
- (5) 献立について、実行委員会から指示があった場合に改善することが可能であること。
- (6) 荒天等により大会が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に対応できること。
- (7) 配達同日の指定された時間に空弁当容器の回収が可能であること。
- (8) 引換時間を過ぎて残った弁当は回収し、処分すること。

6 信用状況

- (1) 原則として3年以上の営業実績があること。
- (2) 食品に関する法律諸規定が遵守されること。
- (3) 納税義務が履行されていること。
- (4) 水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと。